

おかやま旅応援割（宿泊旅行）募集要項 （宿泊施設様）

（1）登録条件

以下の①から⑨のすべてを満たす宿泊施設

- ①岡山県内に所在し、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者が宿泊業者を営む施設であること。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設ではないこと。
- ②岡山県暴力団排除条例を遵守していること。
- ③その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ④全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が策定した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考に、施設の実情に合わせた感染拡大防止策を講じていること。
- ⑤緊急の場合に宿泊者が受診するための医療機関の把握をしていること。
- ⑥旅館業法第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- ⑦利用者との割引適用可否のトラブルを避けるため、割引適用の受付は、電話予約もしくは自社HPからの予約に限定すること。※OTAからの予約の場合は割引適用外となります。
- ⑧チェックイン時に、宿泊者に対し必要書類の提出を求めるとともに、岡山県内在住者であることを証明できるもの（免許証、健康保険証、3ヶ月以内の公共料金の領収証等）の提示を求め、割引利用条件を満たしていることの確認に協力いただけること。
- ⑨指定の方法にて本割引の利用状況を報告すること。
（利用状況は月次報告とし、申請書及び宿泊明細書等の必要書類の送付が必要になります。
※詳細は別途取り扱いマニュアルにてお知らせします。
※旅行会社で精算済みの割引適用の場合は、報告は不要です。）

（2）登録に当たっての留意事項

- ①本割引では宿泊施設側に、割引額分の立替及び精算の業務が発生します。
- ②上記（1）に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一、虚偽の申請等、悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。

おかやま旅応援割（宿泊旅行）募集要項 （旅行会社様）

（１）登録条件

以下の①から⑪のすべてを満たす旅行会社

- ①岡山県内に営業所が所在していること。
- ②旅行業登録（旅行業法上の第１種旅行業、第２種旅行業、第３種旅行業、地域限定旅行業または旅行業者代理業）を受けている事業者であること。
- ③「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る事業者ではないこと。
- ④岡山県暴力団排除条例を遵守していること。
- ⑤その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ⑥宿泊予約受付時に、宿泊者に対し必要書類の提出を求めるとともに、岡山県内在住者であることを証明できるもの（免許証、健康保険証、3ヶ月以内の公共料金の領収証等）の提示を求め、割引の利用条件を満たしていることの確認に協力いただけること。
- ⑦宿泊予約完了時に、宿泊者に対し割引適用を示す必要書類を渡し、チェックイン時に提示することをお伝えいただけること。
- ⑧指定の方法にて本割引の利用状況を報告すること。
(利用状況は月次報告とし、申請書等の必要書類の送付が必要になります。
※詳細は別途取り扱いマニュアルにてお知らせします。)
- ⑨旅館業法に登録されている宿泊施設のみを販売していること。
- ⑩割引利用分は必ず事前決済とすること。
- ⑪販売契約のある宿泊施設へ全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が策定した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考に、施設の実情に合わせた感染拡大防止策を講じていること等、割引実施のための周知を徹底すること。

（２）申請に当たっての留意事項

- ①本割引では旅行会社側に、割引額分の立替及び精算の業務が発生します。
- ②申請及び割引立て替え額の精算は、事業者ごとのお振込みとなります。販売店舗ごとのお振込みはできかねます。
- ③宿泊施設が本割引に登録されていない施設であっても、本割引に登録した旅行会社の仲介により、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊施設を利用する場合も、本割引は適用されます。
- ④上記（１）に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一、虚偽の申請等、悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。